

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和元年7月3日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 坪井 史憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している風洞設備の検定処理装置のソフトウェア改修等を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本設備の構造及び動作並びに風速計検定に関するデータの処理ソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 風洞設備検定処理装置ソフトウェア改修等（気象測器検定試験センター）
- (2) 業務内容 風洞設備検定処理装置のソフトウェア改修、総合動作試験等
- (3) 履行期限 令和2年2月3日（月）

3 業務目的

風洞設備は、風速計の型式証明、検定及び部内検査に使用する装置である。

本件は、風洞設備の構成装置である検定処理装置のソフトウェアを OS（オペレーションシステム）Windows10 に対応する改修及び発注者が処理装置本体機器の官給に必要な規格の詳細情報の提示を行い、官給する本体機器に改修したソフトウェアのインストール、作業環境の構築を行い検定処理装置の最適な性能維持を図ることを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

風洞設備検定処理装置は、検定作業に必要な被検査風速計の情報登録、風速計の区分

による風洞装置と連動した検定作業（設定した検査点風速制御、被検査風速計・風洞計測機器からのデータ取得、合否判定）検査結果の出力、結果台帳の作成、風洞自体の校正処理等を各処理プログラムにより行うものであり、合わせて機器の設定パラメータ等の管理も行うものである。受注者は発注者から提供する資料、既存装置ソフトウェアの動作状態から内容を十分理解し、本装置に支障を与えないよう改修を行える技術、体制を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

風洞設備検定処理装置の性能・処理機能仕様を理解し、当該業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するようなソフトウェア改修を行う技術・設備を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

① 当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

② 当庁の許可を受けた場合を除き、本業務における成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について、必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

また、本業務作業期間中、本作業に起因する装置の不具合が発生した場合は、受注者の責任において無償で改修を行うこと。

(6) 業務実績に関する要件

風洞を使用した被検査物、校正機器等の情報と風洞気流制御との連動により各々の計測データの同時処理を必要とするソフトウェア制作及び改修の実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

当庁から提供される資料の他に著作権等のあるプログラムについて必要な場合使用許可が受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 吉田 松司

電話 03-3212-8341(内線 2580) F A X 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和元年7月3日から令和元年7月23日まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和元年7月24日 17時まで (1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電送（事前に(1)へ連絡を入れること）すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5 (1)に同じ。

- (3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 令和元・2・3年度（平成31・32・33年度）国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も5（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。